

とやまCDE(旧とやま糖尿病療養指導士)の更新について

1. とやまCDE(旧とやま糖尿病療養指導士)の資格は5年毎に更新する。有効期間は認定証に記載の通りとする。ただし、2017年度～2019年度の資格取得者は更新期間を1年間延長する。また、2017年度～2022年度の資格取得者は、更新までの5年間は「とやま糖尿病療養指導士」とするが、5年後の更新時からは「とやまCDE」と名称変更となる。

第3回(2019年度)とやま糖尿病療養指導士資格取得者

とやま糖尿病療養指導士の資格有効期限は2020年4月1日～2026年3月31日までです。

2025年度より更新の手続きを開始します。

更新手続き前(2026年3月31日まで)の資格称号は「とやま糖尿病療養指導士」です。

更新手続き後(2026年4月1日以降)の資格称号は「とやまCDE」です。

※更新を行わなかった場合、名称を使用して業務を行うことができなくなりますので御注意ください。

第4回(2021年度)とやま糖尿病療養指導士資格取得者

とやま糖尿病療養指導士の資格有効期限は2022年4月1日～2027年3月31日までです。

2026年度より更新の手続きを開始します。

更新手続き前(2027年3月31日まで)の資格称号は「とやま糖尿病療養指導士」です。

更新手続き後(2027年4月1日以降)の資格称号は「とやまCDE」です。

※更新を行わなかった場合、名称を使用して業務を行うことができなくなりますので御注意ください。

第5回(2022年度)とやま糖尿病療養指導士資格取得者

とやま糖尿病療養指導士の資格有効期限は2023年4月1日～2028年3月31日までです。

2027年度より更新の手続きを開始します。

更新手続き前(2028年3月31日まで)の資格称号は「とやま糖尿病療養指導士」です。

更新手続き後(2028年4月1日以降)の資格称号は「とやまCDE」です。

※更新を行わなかった場合、名称を使用して業務を行うことができなくなりますので御注意ください。

第6回(2023年度)とやまCDE資格取得者

とやまCDEの資格有効期限は2024年4月1日～2029年3月31日までです。

2028年度より更新の手続きを開始します。

更新手続き前(2029年3月31日まで)の資格称号は「とやまCDE」です。

更新手続き後(2029年4月1日以降)の資格称号は「とやまCDE」です。

※更新を行わなかった場合、名称を使用して業務を行うことができなくなりますので御注意ください。

第7回(2024年度)とやまCDE資格取得者

とやまCDEの資格有効期限は2025年4月1日～2030年3月31日までです。

2029年度より更新の手続きを開始します。

更新手続き前(2030年3月31日まで)の資格称号は「とやまCDE」です。

更新手続き後(2030年4月1日以降)の資格称号は「とやまCDE」です。

※更新を行わなかった場合、名称を使用して業務を行うことができなくなりますので御注意ください。

2. 資格を更新するためには、指定期間内に以下の要件(1)～(5)を満たさなければならない。

(1) 本機構が主催する更新のための講習会[付表①]、日本糖尿病協会富山県支部が行う行事[付表②③]のいずれかを1回以上受講していること。

- 付表①の開催は、当機構ホームページにて周知する。
- 付表②③は、具体的には日本糖尿病協会富山県支部総会および講演会を示す。

(2) 本機構が認定する学会・講習会・研修会を受講[付表⑦～⑳]、もしくは、発表者として参加(+1単位)していること(回数不問)。あるいは、本機構が認定するイベントでのボランティア活動[付表④～⑥]に参加していること(回数不問)。

- 次のa～cに挙げる研修会については、参加証、領収書等の参加を証明する書類のコピーを提出すること。なお、発表・講演(+1単位)については、抄録集・プログラムのコピーを提出すること。

- a) 日本糖尿病療養指導士認定機構が主催・共催または後援する研修会、および日本糖尿病療養指導士認定更新のための単位取得が認められる研修会[付表㉔]
- b) 各学会[付表⑦～⑮]およびその地方会が主催・共催または後援する学術集会・研修会
- c) その他、本機構が認定する学会・講習会・研修会[付表⑯～㉓]

- ボランティア活動については、本人の参加が確認できる証明書を提出すること。

(3) 上記(1)(2)および付表㉔㉕を合わせて12単位以上取得していること。

(例：JADEC(日本糖尿病協会)e-ラーニングの全ての項目を履修した場合は6単位の取得となる)

(4) 認定更新審査料(5,000円)を完納していること。

3. 更新の際には、「認定更新申請書(様式1-1)」「取得単位申告書(様式1-2)」「取得単位証明書添付書(様式1-3)」「更新のための所感(様式1-4)」「認定期間中に糖尿病患者の療養等に従事している証明書(例：様式1-5)」「日本糖尿病協会の正会員である証明書」を本機構「認定更新係」へ郵送すること。

〒930-0194 富山市杉谷 2630 富山大学医学部第一内科 医局内
とやまCDEネットワーク「認定更新係」宛

4. 特別な事情により認定更新の条件を満たせない場合は、認定期間延長の申請をすることができる。「認定期間延長申請書(様式1-6)」「認定期間延長申請理由に関する書類」を本機構「認定更新延長係」へ郵送すること。

〒930-0194 富山市杉谷 2630 富山大学医学部第一内科 医局内
とやまCDEネットワーク「認定更新延長係」宛

5. 更新時に認定更新審査料(5,000円)が必要となります。「資格更新手続き規定」に記載の口座へ振り込むこと。

6. 更新のための提出書類等については、本機構ホームページ等でお知らせします。